

第 6 回議事録 令和 6 年 11 月 27 日

|     |                                                                                                    |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 |                                                                                                    |
| 1   | 本日の委員会は、10 時開始を予定しております。<br>この後、9 時 53 分ごろより開会前ではございますが、連絡事項をご案内いたします。                             |
| 2   | 事務局の中村でございます。よろしくお願いいたします。<br>傍聴の皆様にご案内いたします。<br>議事の進行を円滑に行う為、開会前ではございますが、ご案内を先に申し上げます。            |
| 3   | 第 6 回会議につきましては、桐生市のホームページ上では第 1 部公開・第 2 部非公開を予定しておりましたが、議事の都合上、本会議は第 1 部のみとさせていただきますことを、お知らせいたします。 |
| 4   | 報道関係者の方につきましては、委員長より写真撮影に関する案内がございますので、それまではお席でお待ちください。                                            |
| 5   | なお、写真の撮影場所は、報道関係者席前方のポールパーテーション内でお願います。<br>一般傍聴者席を撮影することは、ご遠慮ください。                                 |
| 6   | また、事務局より写真撮影終了の案内がございましたら、報道関係者の方はお席にお戻りください。                                                      |
| 7   | 第 1 部終了時、委員の皆様へ、ご質問がある報道関係者の方につきましては、質疑応答の時間を設けます。<br>時間につきましては、15 分程度を予定しております。                   |
| 8   | 質疑応答の間に、報道関係者の方で写真撮影をされる場合も、報道関係者席前方のポールパーテーション内でお願います。                                            |
| 9   | すべての傍聴の皆様におかれましては、傍聴のみとなっております。                                                                    |

|       |                                                                                                                                |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局   |                                                                                                                                |
| 10    | <p>会議中の発言は認めておりません。</p> <p>チラシ等の配布も認めておりませんので、ご了承をお願いします。</p>                                                                  |
| 11    | <p>また会議中の電子機器・パソコン等のご使用は、できませんのでご協力ををお願いします。</p>                                                                               |
| 12    | <p>公開方法といたしまして傍聴要領が定められておりますので、事前にご確認をお願いします。</p>                                                                              |
| 13    | <p>委員の皆様は、本職をお持ちの中、委員をお引き受けいただいております。</p> <p>勤務先へ個別の連絡は、お控えくださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは開会まで、もうしばらくお待ちください。</p>                |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                |
| 14    | <p>10 時定刻になりましたので、本日の桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会を開催したいと思います。</p> <p>皆様本日は、お忙しいところをお集りいただきまして誠にありがとうございます。</p>                      |
| 15    | <p>初めに事務局から連絡事項がございますので、その連絡事項が続いている間、報道関係者の皆様の写真撮影を許可したいと思います。</p> <p>なお、撮影は指定された場所をお願いをいたします。</p> <p>では事務局より連絡事項をお願いします。</p> |
| 事務局   |                                                                                                                                |
| 16    | <p>では、委員の皆様にお配りした配布資料についてご案内いたします。</p> <p>まず、はじめに次第・出席者名簿・座席表がございます。</p>                                                       |
| 17    | <p>次に、前回までの第三者委員会で要請のございました資料について、資料番号・資料一覧表に沿ってご案内いたします。</p>                                                                  |
| 18    | <p>こちらにつきましては、傍聴の皆様にも配布している資料になります。</p> <p>お手元がない場合は、後方に控えております事務局係員にお知らせください。</p>                                             |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局  |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 19   | <p>では、第 1 部配布の資料をご案内いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料番号 9-7-4 第三者民間団体による金銭管理状況</li> <li>・ 資料番号 10-2-2 令和 6 年度保護係職員関係研修参加実績<br/>(予定含む)</li> <li>・ 資料番号 12-3 桐生市職員からの公益通報等への対応手続の整備について</li> <li>・ 資料番号 14-1-3 群馬県地域福祉課との質疑状況 (概要)</li> </ul> <p>配布資料は以上になります。</p> |
| 20   | 資料の一部は、事前に委員の皆様にお渡しさせていただいたものと同じでございます。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 21   | お手元の資料に不備等がございましたら、お知らせいただきたいと思います。皆様のお手元にありますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 委員一同 |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 22   | はい、あります。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局  |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 23   | それでは、本日の委員会に出席された委員の皆様につきましては、お手元に出席者名簿を配付してございますので、ご確認をいただきたいと思います。                                                                                                                                                                                                                  |
| 24   | 続きまして、本日、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置条例第 6 条第 2 項によりまして、委員総数の半数以上の出席をもって成立するとしておりますが、本日は現時点で 4 名中 4 名の方が、ご出席でございます。本委員会は成立してございます。                                                                                                                                                       |
| 25   | また、公開方法としまして傍聴要領が定められておりますので、ご協力をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 26   | 只今より会議終了まで報道関係者の方も、撮影・録音はできませんのでよろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 27   | 第 1 部配布資料につきましては、ホームページ上で現在ご確認をいただけます。                                                                                                                                                                                                                                                |

|       |                                                                                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局   |                                                                                                                                                     |
| 28    | また、本日の議事録は閉会後に準備が整い次第、桐生市のホームページでご確認いただけます。                                                                                                         |
| 29    | 今日の議事の進め方ですが、第 1 部のみを行います。<br>第 2 部につきまして、本会議では開催いたしませんのでご了承ください。                                                                                   |
| 30    | では、議事に入ります。提出させていただきました資料に基づき進めて<br>いただきたいと思います。最初に【資料番号 14-1-3 群馬県地域福祉課<br>との質疑状況（概要）】につきまして、吉野委員長より報告をお願いいた<br>します。                               |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                     |
| 31    | それでは、【資料番号 14-1-3】になります。<br>私達第三者委員会のメンバーとそれから群馬県の地域福祉課の特別<br>監査を担当した部署の方と直接お会いさせていただいて、こちらの方<br>から質問などをさせていただきながら確認した事項がありますので<br>この点をご報告したいと思います。 |
| 32    | 7 月 30 日のことですので大分月日が経っておりますけれども、時間<br>にしますと結構な時間を割いていただきまして 2 時間にはならなか<br>ったのですが、1 時間半以上の時間は割いていただきご協力をいただ<br>きました。                                 |
| 33    | 先ずこちらについてですけれども主な項目としましては、6 項目あり<br>ます。<br>まず分割支給と金銭管理の関係について追加で質疑をさせていただ<br>きました。                                                                  |
| 34    | そこで県の特別監査の状況というのを、その際に教えていただいたと<br>いうことになります。<br>ここに書かれている内容につきましては、これまでのこの第三者委員<br>会の質疑の審議の中でも出てきた事実というふうには思っております<br>けれども、一応ご確認いただければと思います。       |

|       |                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                                                                        |
| 35    | <p>それから項目の2番目ですけれども、保護費の窓口支給の受領日の記録という話がありました。</p> <p>こちらについてもこれまでの第三者委員会のこの審議の中で判明している事実関係ですが、やや厚労省の表現でしたのでどのようなことだったのかというのが分かりにくいところがありましたので、その点について追加で質疑をさせていただいたということになります。</p> <p>こちらについてもご覧いただければというふうに思います。</p> |
| 36    | <p>裏面の3番目になりますけれども、扶養届あるいは境界層却下の事案に関する質疑もさせていただいています。</p> <p>こちらについては、これまでこの第三者委員会の中でも取り上げておりましたけれども特徴のある部分ということになりますので、そちらについての実情をお伺いしたということになります。</p>                                                                |
| 37    | <p>それから4番目ですけれども、こちらについては第三者機関に委ねての金銭管理の実情につきましても触れている部分がありましたので、こちらについても質疑をさせていただいたということです。</p>                                                                                                                       |
| 38    | <p>5番目になります。これは面談記録というふうになっておりますけれども相談を受けたりした時の記録と言いますか、その利用者の方とのどんなやり取りがあるかというところに関して、追加で質疑をさせていただいたことの報告ということになります。</p>                                                                                              |
| 39    | <p>内容的には目新しいものはないかと思えますけれども、それは7月の段階でこのようなやり取りをさせていただいていまして、その後、行われましたこちらの第三者委員会の中で、追加の質疑などを適宜福祉事務所の方にさせていただいているというところですので、今ご覧になるとあまり新しいことがないかもしれませんが、そのような質疑がなされたということになります。</p>                                      |
| 40    | <p>概略を報告しましたがけれども、委員の皆様の方で何か追加して報告しておくべきことなどございますか。いかがでしょうか。よろしいですか。</p>                                                                                                                                               |

|       |                                                                                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                                                                                                     |
| 41    | 細かいニュアンスなどを伝えることができなくて恐縮ですが、県地域福祉課の関係者の皆さんは、私達に対して率直な意見を言っていたというふうに感じております。                                                         |
| 42    | やり取りの中身自体も非常に円滑に進みましたし、それから県の方として、その調査の中身で限界もあるというところのお話を率直にいただいて、第三者委員会の中で深まれば良いというようなことで、意見を頂戴したというふうに理解しております。                   |
| 43    | そうしましたらこちらは、その程度にさせていただきたいと思います。その他の資料がございますのでこちらについて進めてまいりたいというふうに思います。                                                            |
| 44    | 先ず資料番号の若い方からになりますが「資料番号 9-7-4」こちらは第三者の民間団体の金銭管理状況です。こちらについては福祉課から説明をお願いしたいと思います。                                                    |
| 保護係長  |                                                                                                                                     |
| 45    | 福祉課の佐藤です。説明させていただきます。<br>「9-7-4」の表をご覧ください。第三者民間団体による金銭管理の状況につきましては、前回の第三者委員会でご質問いただきました、令和 6 年 5 月以降の第三者民間団体による金銭管理の解約件数を示す資料になります。 |
| 46    | 上の表をご覧ください。第三者民間団体管理ケースの団体別内訳で令和 6 年 5 月 31 日と令和 6 年 10 月 31 日それぞれの時点での、居宅と長期入院施設入所者の件数となり、最後の行がその増減件数となります。                        |
| 47    | 令和 6 年 4 月 25 日付厚労省の事務連絡の通知に基づき、第三者民間団体による金銭管理を利用している受給者の方に対し、適切に金銭管理がされているかどうかの聞き取りをさせていただきました。                                    |
| 48    | 居宅者の調査はすでに終了していますが、長期入院施設入所者につきましては現在調査中です。                                                                                         |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保護係長  |                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 49    | 下の表をご覧ください。金銭管理増減理由内訳として上の表の増減を理由別にまとめたものです。                                                                                                                                                                                                         |
| 50    | 前回ご質問いただいた契約解除については、自らの意思で解約したものを団体別に契約解除欄に記載しております。                                                                                                                                                                                                 |
| 51    | 社会福祉協議会 1 件、ほほえみの会 4 件、日本福祉サポート 2 件の計 7 件となっております。                                                                                                                                                                                                   |
| 52    | なお新規把握はケースワーカーが金銭管理を把握していなかったが、今回の調査で新たに金銭管理が確認できた件数です。                                                                                                                                                                                              |
| 53    | 保護廃止は死亡、施設入所者等で生活保護が廃止となった件数です。下の欄の日本福祉サポートの身元引受のみの欄は、金銭管理団体と契約しているものの身元引受のみで、金銭管理を行っていないことが確認できたため減となった件数です。説明は以上です。                                                                                                                                |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 54    | はい、ありがとうございました。ただいま担当課から説明をいただきましたけれども、委員の皆様こちらの資料をご覧くださいになって何か質問はございますか。お願いします。                                                                                                                                                                     |
| 川原委員  |                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 55    | はい、調査ご苦労様でございます。<br>上段の表の右側の行ですけれども、トータル 3 団体で 14 ケース減少していると、その中で特に居宅がマイナス 13 ということで、この件についてどのように分析されているのか、今の話だと居宅まではヒアリングが進んでいて、今その結果を受けて不適切な事案があったのかどうかという事を含めてその辺の分析、そして下段の表ではですね、やはり新規が各団体少ないかなという印象を受けております。この辺のところも分析されている部分があれば、ご説明をお願いいたします。 |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 56    | はい、いかがでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                         |

|       |                                                                                                                                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉課長  |                                                                                                                                                                       |
| 57    | 委員長、福祉課長小山です。それでは 14 件の内訳につきましては、こちらで下の表の内訳に記載させていただいてありますとおり、このうち先程申し上げましたとおりご本人の意思で解約したものが、この契約解除という欄になっておりますので合計でそれが 7 件あった、その他、保護廃止ということで、調査の対象外となったという方が計 6 件です。 |
| 58    | 身元引受のみという方が 3 件いたというのが、今回の調査で判明したというような形となります。                                                                                                                        |
| 59    | 本人の意思で契約解除されたという方につきましては、基本的には聞き取りの中で、金銭管理は必要ないということで、ケースワーカーが間に入って手続きを行ったものもございますし、もう既にこの調査の間にご自身の意思で解除をしていたというようなこともあったということになっております。                               |
| 60    | 増が少ないということに関しましては、前回の改善報告の中でも触れておりますけれども基本的には、ご本人からの申し出に基づきご案内をするという方向に変えているというところから、新規の件数は少ないものというふうに把握しております。                                                       |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                       |
| 61    | はい、ありがとうございます。他にご質問ありますか。<br>では、すみません先程説明していただいた中で、厚労省の通知が今年になってから何かあったのですか。できると思いますので後で通知自体教えていただければと思います。                                                           |
| 福祉課長  |                                                                                                                                                                       |
| 62    | はい、通知の方はご用意して送らせていただきたいと思います。                                                                                                                                         |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                       |
| 63    | 先程の照会の中身でいくとその通知としては、ご本人の意思を確認してきちんと適切にしないと、こういうところの通知が出たということで理解していいのでしょうか。                                                                                          |

|             |                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉課長<br>64  | はい、通知につきましては要保護者の生活状況の把握及び居住の安定の支援等の対応についてということで、その中に保護費の適正な支払いというところがございます、その中で契約している場合であって、当該被保護者からの聞き取りなどにより当該被保護者が契約の必要性や内容を十分に理解してないで締結していると認める場合には、当該被保護者がその意に反して保護費を受け取ることができない状況にあることも考えられることから、そういった状況がないかなどを確認するという通知にはございます。 |
| 吉野委員長<br>65 | そうすると既存の金銭管理がなされている方についての意思確認をもう1度しなさいと、こういう内容でいいですか。                                                                                                                                                                                   |
| 福祉課長<br>66  | はい、基本的にはそのように受けとりまして、今回、金銭管理をしている方については、全件確認を行っているという状況となっております。                                                                                                                                                                        |
| 吉野委員長<br>67 | 先程、川原委員からの質問がありましたけれども、今回私達が調査をしている記録が残っている過去5年間分のところと比較した場合に、この令和6年になってから金銭管理団体を活用するケース自体が、大分減っているようなところがあって、その辺りの何ていうか分析がいかにかという質問もあったかと思うのですが、ここは何かありますか。                                                                            |
| 福祉課長<br>68  | はい、基本的に現状ではご本人の申し出によるご案内というような形とさせていただいておりますので、現状ではご本人からの申し出が少ないというような状況となっております。以上です。                                                                                                                                                  |
| 吉野委員長<br>69 | 今の段階ではそういうことだということですが、多分先程の質疑の中身の質問の意味・意図とすると、そうするとその過去に遡ってその5年のところについては、本人の意思はいかがだったのかとか、その辺りのことはどうだったのかという問題意識が何か生まれているかと、こういう質問だったと思うのですが、そこの辺りは、今コメントできることはありますか。                                                                   |

|        |                                                                                                                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉課長   |                                                                                                                                                                                 |
| 70     | はい、これまでのところだとやはりその過去の状況に応じて金銭管理を必要とするような対応があったり、浪費傾向があったりというような方について全てご案内はしていたというようなところではあります。                                                                                  |
| 71     | あくまでも現時点では、ご本人からの申し出に基づき、本人が加入をしたいという意思でご案内をするように切り替えたというようなことですので、そこが大きくそのことで件数が増えていないという状況になっています。                                                                            |
| 吉野委員長  |                                                                                                                                                                                 |
| 72     | はい、福祉部長からお願いします。                                                                                                                                                                |
| 保健福祉部長 |                                                                                                                                                                                 |
| 73     | はい、保健福祉部長の宮地です。先程の居宅が、13件減ったというようなところのその分析はということかと思います。今も課長から説明があったように国の通知を受けて、改めて再度意思確認、ご本人の意思確認をしたということが大きいかと思います。                                                            |
| 74     | それでやはり従前はその辺のところは、やはり本人が自分自身できちんとかう考えて、そういう金銭管理していたかどうかというようなこともあったかと思いますが、また直接的な主体は、この金銭管理団体とご本人の契約でございますので、金銭管理団体の方もその辺のご本人の意思確認というのをきちんとした結果が、こういう減に影響しているのかなとは考えております。以上です。 |
| 吉野委員長  |                                                                                                                                                                                 |
| 75     | はい、ありがとうございます。他に委員の皆さんの方から今回のこの資料の関係ですけれど、ご質問ございますか。よろしいですかね。はい、そうしましたらこちらの第三者の民間による金銭管理状況に関する資料の質疑は、この辺りにしたいと思います。                                                             |
| 76     | 後程も少し触れると思いますけれども、第三者委員会としても第三者の民間団体に直接事情をお聞きするということをやっておりますということはご報告したいと思います。                                                                                                  |

|             |                                                                                                                              |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>77 | 続きまして「資料番号 10-2-2」です。こちらについては、研修の参加実績ということですので、こちらについても福祉課からご説明をお願いしたいと思います。                                                 |
| 保護係長<br>78  | はい、「資料番号 10-2-2」の資料の方をご覧ください。前回の第三者委員会で研修についての質問がありましたので、令和 6 年度保護係職員関係研修の参加実績を取りまとめました。                                     |
| 79          | 5 月の新任査察指導員研修会は、厚生労働省主催の研修で確認できる範囲では桐生市としては、記録では初めての参加となります。                                                                 |
| 80          | また 6 月、11 月の市町村アカデミー参加は 9 年ぶりの参加となります。11 月の DVD 視聴研修も初めて実施したもので会計年度職員を含めた生活保護職員と福祉課長、保健福祉部参事、保健福祉部長が面接相談業務について学びました。         |
| 81          |                                                                                                                              |
| 82          | また月一回行っている係内ミーティングである事務研究会で、各研修に参加した職員が研修内容を報告し情報共有を致しました。説明は以上です。                                                           |
| 吉野委員長<br>83 | はい、ありがとうございました。                                                                                                              |
| 84          | こちらの方は実施年度分、今年度実施の実績ということですが、こちら委員の皆さんの方から何かご質問などございますか。                                                                     |
| 85          | ではまず、最初に私から先程の話ですけれども、前回も確か私の方から質問したかと思えますけれども、参加しただけに終わらないで、その課内できちんと情報共有するということについては、今のお話でいくと実践されているのだとこういうことで聞いてよろしいのですか。 |
| 福祉課長<br>86  | はい、先程説明しましたとおり、事務研究会等で共有をしているという状況となっております。以上です。                                                                             |

|             |                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>87 | はい、それで先程 9 年ぶりの参加で市町村アカデミーというのがありましたけれども、久しぶりに参加してみてどうだったとか、そういう何かざっぱく感想でもいいですけども、或いは役立ったことがあると か、何かそういうところはいかがですか。                                                                                              |
| 福祉課長<br>88  | はい、当然他市の状況というのを確認ができたというようなことと、やはり共通の悩みというのがあるということが分かったということでは、非常に有意義な研修だったと参加した職員が申しております。以上です。                                                                                                                |
| 吉野委員長<br>89 | 今、他市の状況が分かったというのがありましたけれども、元々生活保護業務は、私も何度もお話していますが、国の一律の事業ですので、そういうサービス・提供が市町村によってバラバラになるのは、よろしくないわけですが、悩み事が共通しているのは、多分すごくためになるというふうに思うのですよね。                                                                    |
| 90          | 対処の仕方とかあるいはどのようにするのが、適切なのかというのを理解する上でも、また桐生の福祉事務所は、これまでのこの第三者委員会の審議の中で、出てきましたけれども大分独自ルールがあったということが、分かってきたのではないかというふうに思いますが、そういったところが、他市と比べてどうなのかというところも是非何とか実感をしていただく機会になると思いますので、これからも積極的に参加していただけたらというふうに思います。 |
| 91          | それからもう 1 つ新任の査察指導員の研修会が、記録確認できる限り初めてということなのですけど新任の査察指導員の方が、ずっといなかったというわけではないのですよね。一応その辺りはいかがですか。                                                                                                                 |
| 福祉課長<br>92  | はい、当然新任の職員がいなかったというわけではありませんし、今回も査察指導員としての経験はあるわけですけども、等ということで対象者がなっておりますので、確認をしたところ参加ができたというような形となります。                                                                                                          |

|              |                                                                                                                                        |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉課長<br>93   | 全国的に集めている東京で行う研修ということもありまして、ほぼ毎年ありましたが、コロナ禍は開催していなかったようです。そもそも対象者数も少ないというようなことで、これまで参加はしていなかったというような状況です。以上です。                         |
| 吉野委員長<br>94  | 査察指導員の立場になると色々と部下に対する指導や、或いは色々な役割が少しケースワーカーとは違ってきますので、こういう形で研修の機会があれば是非積極的に利用していただきたいなというふうに思っております。私からは以上ですけれども他に何かありますか。はい、ではお願いします。 |
| 小竹副委員長<br>95 | はい、初めての参加が1つと9年ぶりが2つということだったのですが、これは他の市町村と比べると例えば9年ぶりっていうのはどういうふうに捉えればいいのかを少し教えていただきたい、やはり少しこう異常だったのかというところを1つお聞きしたいところです。             |
| 吉野委員長<br>96  | はい、お願いします。                                                                                                                             |
| 福祉課長<br>97   | はい、市町村アカデミーにつきましては、毎年人材育成課の方で募集をしてというものですので、これまでも機会は当然あったのですが、これも9年も参加しなかったということに関しては、参加しないことが普通になってしまっていたというようなところがあったのかというふうに思います。   |
| 98           | この研修自体は、1週間の研修ですのでその間仕事を離れなければならない、その間は他の人がフォローしなければならない、というような体制を立てなければならないこともございますので、そういった体制が整っていなかったのではないかとというふうに考えております。以上です。      |

|              |                                                                                                                                                    |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小竹副委員長<br>99 | ありがとうございます。もう 1 つすみません。先程委員長の方から独自ルールがあったのではないかとということだったのですけれども、こういう研修を受けてでも、これまでは研修の内容は、そうだけれども桐生市の方ではこうだよという、そういう運用が行われていたのではないかなというのを我々は感じています。 |
| 100          | 我々って言うてはいけませんでした、私は感じているのですが、こういう外部の研修とか独自の研修の中で、独自ルールはダメだよというようなことは、やっぱりもうこれからは、口をすっぱくして言っていかなければいけないということでしょうか。                                  |
| 福祉課長<br>101  | はい、当然これまでも県の新任職員研修とか、毎年受けてはいたところではございますけれども、やはりこういう長い研修ですと、それ以上に研修の内容だけではなく、いろんな情報交換もできますので、有意義なものというふうに考えております。                                   |
| 102          | 当然独自ルールかどうかっていうことも、分からなくなってしまうということはあるかと思いますので、新たな情報を取り入れるということは有益だというふうに考えています。以上です。                                                              |
| 吉野委員長<br>103 | よろしいですか。ではお願いします。                                                                                                                                  |
| 川原委員<br>104  | 市町村アカデミーについては、なかなか 1 週間ということで 1 人毎の参加というのは、やむを得ないかなと思いますが、是非参加した方がそれを持ち帰って職場でまた係内で研修を行って業務に活用できるようにする。これも自己啓発にもなる部分だと思いますのでそういったところはいかがでしょうか。      |
| 福祉課長<br>105  | 先程も申し上げたとおりですけれども、当然事務研究会だけではなく資料自体も各係に回覧をして目を通すようにしておりますし、そこで感じたこととかを通常の業務の改善等に結びつけるように、参加した職員にも意識を高めて業務に取り組んでもらうようには話しているところでございます。以上です。         |
| 川原委員<br>106  | よろしくお願いします。                                                                                                                                        |

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>107<br>新木委員<br>108 | <p>よろしいですか。ではお願いします。</p> <p>研修には参加ということで、新たに参加したり久しぶりに参加したりということなのですが、これはその結果についてはお互いにまた後で研修しているということを少しお聞きしましたけれども、これは課長さんも出席なさっているのですか。</p>                                                                                                                                                                 |
| 福祉課長<br>109                 | <p>はい、事務研究会については、私は参加しておりません。係員のみでというような形になりますが、当然、復命書というような形でその研修内容については見ておりますし、また直接職員から話を聞いたりしている状況はございます。</p>                                                                                                                                                                                              |
| 新木委員<br>110                 | <p>はい、そういった中で今までのその報告の中で先程例えばですが、他市町村との研修だとか、それから査察指導員の研修会に参加していただいているのですけれども、こういったところで課長さんとするところとどういったところが新たな発見と言うか、改善のための方向性を皆さんが、要するに職員が持っているのかというようなところで、感じたところがありましたら先ず1つお知らせ願いたいと思います。</p>                                                                                                              |
| 福祉課長<br>111                 | <p>はい、先ずは参加した職員の意識が非常に高くはなっていて、自己点検を行うようになっていくというようなところです。あくまでも法令遵守というところに則った業務運営というところをより確実にするために、この研修結果を役立てているところです。 以上です。</p>                                                                                                                                                                              |
| 小竹副委員長<br>112               | <p>これまでの事実というよりは、これからの運用について少しお話しさせていただきますと、この研修というのは、新任の方は絶対に義務で受けることになるかと思います。新任でない方は、もしかすると担当者が1人であれば、参加者1名のところであれば毎年というふうに参加されるかもしれないが、複数の場合は、もしかすると研修をこう逃げていってしまう、回避してしまう方が、いらっしゃるのか、だからできればローテーションのような形で何年かに1度は必ず研修を受けられる、受けるようなそういうルールか何かやり方が、できればありがたいかなという風に思っています。少しこれからのことですみません。そんな今感想を持ちました。</p> |

|                             |                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>113<br>福祉課長<br>114 | <p>検討していただけますか。</p> <p>はい、今年は市町村アカデミーに 2 名参加ということとなっています。市町村アカデミーの参加人数については、人材育成課の方で全体の人数を確保しているところでございますのでその中で調整をして対応していきたいと思います。</p>                                                                                                |
| 総務部長<br>115                 | <p>すみません。総務部長です。今、研修の充実ということで話が出ましたので少し総務部としても話をさせていただきたいと思います。</p>                                                                                                                                                                   |
| 116                         | <p>やはり市町村アカデミーを中心とする派遣研修は、非常に結果もいいですしやはりフィードバックもいいですし非常にいいものです。</p>                                                                                                                                                                   |
| 117                         | <p>私共といたしましては、この派遣研修、特に派遣研修については拡大をして多くの人を受けられるような仕組みを作っていきたいと考えていますし、毎年納税課・税務課の税関係は専門性があるので 1 名ずつ派遣をしている状況ですので、特に専門性がある部につきましては、ある程度優先順位をつけまして、毎年なるべく行けるような形を考えていきたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。</p>                                      |
| 吉野委員長<br>118                | <p>はい、ありがとうございます。今、総務部長からお話がありましたけれども、そのような何て言いますか意義もありますし、そういうことを超えて恐らく、多分他の市町村の同じ仕事をやっている人と顔見知りになるのだと思うのですよね。</p>                                                                                                                   |
| 119                         | <p>先程困っていることが共通しているという話もありましたけれども、そういうことに関してもどうしているのかというのが、やはり聞けるような関係性とかですね、そういう横の繋がりができると、やはりこうなんて言うのですか、その目の前にいる方にとっていい方法に多分動くのかなという気もしますので、知識や経験の補充だけではなくてそういう人的な繋がりも大事にさせていただいて、保護業務を円滑にさせていただければというふうに思います。こちらについてはよろしいですか。</p> |

|        |                                                                                                                                                              |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長  |                                                                                                                                                              |
| 120    | はい、資料でいきますと残りのところになりますが「資料番号 12-3」になります。こちらは公益通報の制度の関係になります。こちらご説明をお願いいたします。                                                                                 |
| 人材育成課長 |                                                                                                                                                              |
| 121    | はい、それでは人材育成課長雨澤より説明をさせていただきます。<br>これまでの委員会の中で委員長より内部での通報や、あるいは職場環境について、もう少し風通しを良くすることができるのではないかと<br>というようなお話をいただきました。                                        |
| 122    | 前回の委員会で、私の方から今回の問題を重く受け止め、問題が生じた場合に、職員がきちんと通報できるよう桐生市職員の公益通報への対応手続に関する要綱の整備に向けて、準備をしておりますということの報告を申し上げました。                                                   |
| 123    | 今回、その辺の要綱・制度の準備ができましたので改めてその辺について、ご説明させていただきたいと思います。施行については、令和 6 年 12 月 1 日ということで考えているところです。それでは、制度概要について「資料番号 12-3」に基づいて説明をさせていただきます。                       |
| 124    | 先ず目的になりますけれども、桐生市及び桐生市職員についての法令違反行為等に関する職員からの通報及び相談、以下通報等としますけれども、これを適切に取り扱うため、通報等への対応手続に関する事項を定めることにより通報者の保護を図るとともに桐生市の適正な職務の遂行及び法令遵守等を確保することを目的とするということです。 |
| 125    | 体制につきましては、通報等に対応するため総務部長を統括責任者とし総務部の人在育成課に通報窓口を設置します。通報窓口では人材育成課職員が対応をいたします。                                                                                 |
| 126    | 3 番として通報窓口を利用できる者ですけれども、桐生市職員、再任用職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含むということです。                                                                                             |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人材育成課長 |                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 127    | <p>続いて 4 番、通報等の対象となる行為ですけれども、法令等に違反し、又は違反する恐れのある行為ということですのでけれども、具体例ということでいくつか挙げさせていただいております。公用パソコンでの業務に関連しないサイトの閲覧ですとか休暇の不正取得、或いは虚偽の時間外申請、許可を受けていない副業、今回の生活保護で問題となっております認印の不正使用、また不適切な事務処理として申請を受理したものの許可、不許可を行わず放置する、或いは法令の根拠なき支出等ということで書かせてもらっています。</p> |
| 128    | <p>続いて職務上知り得た情報を、他人に漏らす守秘義務違反行為。その他として収賄、横領、公文書偽造、詐欺等ということで大まかな具体例ということで、いくつか挙げさせていただきました。</p>                                                                                                                                                            |
| 129    | <p>下の※印ですけれども通報等の対象になるか、不明な場合もご相談くださいということで、これは職員に対してということなのですのでけれどもご相談くださいということです。</p>                                                                                                                                                                   |
| 130    | <p>但し、虚偽の通報等や他人を悪く言ったり傷つけたりすることを目的とする通報等、不正の目的をもった通報をしてはいけないということです。</p>                                                                                                                                                                                  |
| 131    | <p>もう 1 つの※印ですけれどもハラスメントについては、公益通報の対象ではありません。こちらについては、別途整備を予定しております。現在、人材育成課にその窓口を設置し、対応をしているという状況でございます。</p>                                                                                                                                             |
| 132    | <p>続いて裏面になりますけれども 5 番です。通報窓口の利用方法です。公益通報書を電子メール、内部メール、郵送又は通報窓口へ提出していただきます。</p>                                                                                                                                                                            |
| 133    | <p>通報等は、実名としますということで、責任を持った通報をしていただきたいということもありますので、こういった形にさせていただいております。</p>                                                                                                                                                                               |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人材育成課長<br>134 | <p>その下に※印があります。通報に関して守秘義務を厳守し、通報者等は、6 番の通報者等の保護のとおり保護されますということでこの 6 番の通報者等の保護というところも、しっかりしていけないといけないと思っています。1 として、通報窓口担当者は、通報等に関する秘密は厳守しますということ。2 として、通報等をした職員、あるいはその後調査に協力した職員は、通報等及び調査に協力したこと等を理由に、不利益な取扱いを受けることはありません。3 として、職員は、通報等をした職員を探索してはいけません。4 として、業務上において知り得た情報を、必要な範囲を超えて共有することはありません。相談があった場合も最低限の範囲での情報共有としますということで、保護をしっかりしますということを表しております。</p> |
| 135           | <p>最後に制定についてということで、通報等の体制整備に関する事務処理を円滑に行うため、事務処理要綱を新たに制定ということで施行は先ほど申し上げたとおりで、令和 6 年 12 月 1 日ということで考えてございます。</p>                                                                                                                                                                                                                                               |
| 136           | <p>今回この要綱の整備でやはり一番大切なことは、何かあった、おかしいなと思ったときに、情報を寄せてもらえるようにすることですので、職員には、通報対象となるのか迷った際には、まずは相談をしてほしい旨、また通報者はしっかりと保護される旨を伝えてまいります。以上、ご報告申し上げます。</p>                                                                                                                                                                                                               |
| 吉野委員長<br>137  | <p>ありがとうございます。委員の皆さんの方から何かありますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 川原委員<br>138   | <p>12 月 1 日から施行ということですのでよろしくお願いします。<br/>これまでもこの公益通報に基づかない案件でも、やはり人事当局には職員から内部通報等は一般的にあるかなと思っております。そういう中でこれまで生活保護に関して、そういった情報が寄せられたっていう件はあったかどうかという部分でお話できる範囲でお願いします。</p>                                                                                                                                                                                       |
| 人材育成課長<br>139 | <p>はい、生活保護に関してという今ご質問でしたので、私の記憶の範囲になりますけれども、生活保護に関してということでは、今まではこういった通報的なことはなかったというふうに思っています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>吉野委員長<br/>140</p>  | <p>はい、他にいかがでしょうか。</p> <p>では、私の方から先ずこちらを整備していただくということで円滑に運用をお願いしたいというのが先ず1点です。</p> <p>それからこの公益通報という仕組みは、どちらかというところから見てもいただいてもそうですけれどもどうしても重たくなる仕組みだというふうに理解しています。職員の皆さんとしても、その重たい手続きにこう気軽に利用するというのは中々1つのハードルがあると思っています。</p> <p>それでお尋ねしたいと思っているのは、公務員としての服務規律をこう普段からこう意識するということで、例えば定期的にこういうことに気をつけましょうとか、何て言いますか、こういうのは大丈夫ですかのような、こういう自分だけのチェックでいいのですけれども、そういったものを年に一度やるとかですね、他には全職員が受ける研修の中で当たり前のことを、そういうのを確認するかそういう機会というのは今現状あるかどうかとか、その辺りはいかがでしょう。</p> |
| <p>人材育成課長<br/>141</p> | <p>はい、先ず全職員対象に毎年公務員倫理研修を実施しております。そういったところで基本的な考え方、公務員としてのあり方というところは、再認識をするような形をとらせてもらっています。</p> <p>それと今桐生市では、以前不祥事が続いた時がありまして、それを防止するために、毎週メールで職員に対して人材育成課の方から不祥事防止に関するメッセージ送っています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>142</p>            | <p>そした中でも色んなそういった職員としての、基本的な考え方とかそういったものを伝え、或いはその辺のチェックシート的な部分もございまして、そういったものを定期的にチェックするか、そういったような取り組みもさせていただいております。以上になります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>吉野委員長<br/>143</p>  | <p>そういった形でその方なり、組織なりがいつでもこう気づけるという、法令に違反する可能性があるってことに気づけるという体制を是非整えていただいて、それでも尚且つうまく回らない、組織としてうまく回らない時に、こちらの公益通報制度を利用するということになるのではないかと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 144   | <p>私が報道で接する限りでいくと、近畿の方とか九州の方の事例とかでもあんまり公益通報が、うまく機能していないのではないかという報道が最近もありました。</p>                                                                                                                                                                                                                                             |
| 145   | <p>それはやはり先程お話ししたように、制度自体が少し重たい仕組みになっているのでなんて言いますか、過度に双方とも申告する側も申告されてしまった側も反応するところがあるのかなという風に思います。</p>                                                                                                                                                                                                                        |
| 146   | <p>こちらのそのフローチャートみたいなものを見ますと、その手続き自体が要するに何かすぐ処罰とか、何かに直結する仕組みではないのだということはやはり理解していただいて、いつでもその何ていうか逆戻りができるというか、組織としてうまく回ればいいということが、基本だと思いますので、その辺りについて職員の皆さんに是非使う時には、そういうものだということを理解していただけるような啓発をしていただけたらというふうに思います。</p> <p>皆さんの方から特に何かございますか。</p>                                                                               |
| 新木委員  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 147   | <p>一言よろしいですか。こういうような形で努力していただいたことはいいことかなと思っています。やはり何よりも我々が、気をつけなければならないということはやはり言いやすいというか、そういう雰囲気というのが職場の先ずは、この制度ももちろんですけども、職場の中で上司それから部下そういう関係で上から目線ということではなくて、やはり一職員であっても同じですね、桐生市民のために一生懸命働いているのだというような認識というのですか、職員の研修は もちろん大事ですけども、こういうものを作っていただいて、やはり上司の方々幹部の方々その人たちそのものを、もっとしっかりと話しやすい雰囲気作りをしていただければありがたいなと思っています。</p> |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務部長<br>148  | <p>すみません。総務部長です。</p> <p>今の発言まさしくそのとおりだと思っていまして、この制度があるから活用されるわけではなくて、やはり言いやすい職場環境、環境が良くなければやはり中々この話は成立しませんし、色んな職員からも色んな要望がありまして、全部応えられるわけではありませんけれども、私共のできることは環境整備を1つ1つ整えながらやっていって職場の関係、いつでも話し合える良好な関係が、非常に重要だと思っていますのでこれからも考えていきたいと思っています。以上です。</p> |
| 吉野委員長<br>149 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>こちらについてはよろしいですか。では今回資料として用意していただいたものは、以上ということになりますけれども、前回の会議の中で少し問題がありました件について、内部調査チームの方で追加のご報告をいただけることがあるということですので、こちらお願いしたいと思います。</p>                                                                                    |
| 内部調査<br>150  | <p>はい、それでは人材育成課長の雨澤より引き続きご報告申し上げます。前回ですが退職者のヒアリングの概要の報告の中で、厳しい指導ということがありました。この厳しい指導の中身についてですけれども、現時点におきましてこの厳しい指導の対象者が誰だったのかというところですが、これにつきましては、生活保護の申請者ではなく、職員に対してであったというこの点につきましては、確認が取れましたことをご報告させていただきたいと思います。</p>                               |
| 151          | <p>また厳しい指導の中身こちらについては、詳細を確認するため現在、在職者に対するアンケート、こちらを作成中であります。そういった状況でございます。以上になります。</p>                                                                                                                                                               |
| 吉野委員長<br>152 | <p>前回の会議の中で少し出てきました色々と何て言いますか、分からない点があったということなので、そちらについては追加調査をしていただけるということですのでよろしいですか。</p>                                                                                                                                                           |
| 内部調査<br>153  | <p>はい、そのような形で今準備しております。</p>                                                                                                                                                                                                                          |
| 吉野委員長<br>154 | <p>はい、委員の皆さんの方から何かこの点についてございますか。</p>                                                                                                                                                                                                                 |

|              |                                                                                                                                                                |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 川原委員<br>155  | <p>先ず職員に対するアンケート調査で、厳しい指導の中身については、在職者ということは今生活保護を担当している方に絞られるのか、それとも過去在籍した方まで広げるのか、匿名なのか記名式かということをお聞きしたいと思います。</p>                                             |
| 内部調査<br>156  | <p>はい、前回在職者アンケートというのを実施したことがありますけれども、対象者は同じように考えております。全体では43名ということで今考えているところです。また、やはりなるべく答えやすい環境を整えたいということもありますので、匿名という形で実施させていただきたいというふうに考えております。以上になります。</p> |
| 川原委員<br>157  | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>この厳しい指導の中身については、前回のこの委員会でも私の方からその退職したOBについても、直接第三者委員会でお話を聞かせていただくべきかというお話をさせていただきました。この点については、どうお考えかをお聞かせいただければと思います。</p>            |
| 吉野委員長<br>158 | <p>はい、お願いします。</p>                                                                                                                                              |
| 総務部長<br>159  | <p>すみません。総務部長です。対象者についての今後のことについては、今委員さんのご意向を理解しながら、今調整をしているところでございますのでよろしくお願いいたします。</p>                                                                       |
| 吉野委員長<br>160 | <p>はい、よろしくお願いします。</p> <p>よろしいですか、そうしましたらそちらの内部調査について、先ず追加の部分があるということですので是非お願いをしたいというふうに思います。</p>                                                               |
| 161          | <p>事実調査も中々こう難しい側面があるというところは、理解しております。これまで内部調査チームで色々と事実調査をしていただいているというふうに理解しておりますので、実のあるものが出てくるということの期待をしたいというふうに思います。</p>                                      |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 162   | <p>他になければと思いますが、大丈夫ですか。そうしましたら今日は、資料が少ないのですが、今回の会議の終わりに、私たち委員会の方から少しお話をさせていただこうというふうに思っております。</p>                                                                                                                                                                              |
| 163   | <p>先ず、前回の委員会の会議の中で少し私の方が、申し上げたことが若干よろしくないのではないかというご指摘をいただきまして、少し誤解かなというところもありましたのでお話をさせていただきます。</p>                                                                                                                                                                            |
| 164   | <p>私の方から条例で規定されている 3 事案について中心に議論するような発言を多分したというふうに理解しているのですが、こちらの関係でやや誤解を招いたのかなと思いましたが、釈明をさせていただきます。</p>                                                                                                                                                                       |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 165   | <p>前回お話したのは、不適切だということを前提にして条例が設置されているこの 3 事案について、先んじて議論したいということを私の方としては申し上げたつもりでありまして、その他にも条例の設置の中身を見ますと、その他、委員会が必要と認める事項というのがございまして、現実には例えばその境界層却下の問題であるとか、保護件数の減少の問題であるとか、そういった 3 事案に限らない問題についても、私たちは事案の解明を進めているということは、理解していただきたいというふうに思っておりまして、その点 1 つだけ少し釈明をさせていただきます。</p> |
| 166   | <p>また本日時点ですけれども、先ほども少し申し上げましたが、私達委員会としての事実調査を進めております。11 月 26 日の時点になりますけれども、先ほどお話をしました条例で不適切な事案ということがあります 3 事案、こちらにつきましては、先ずその 3 事案の当事者の保護利用者の当事者の方についてご協力をお願いいたしまして、3 名とも快く応じていただけたということで、私たち委員のメンバーが直接お会いをしましてお話を伺うことができました。</p>                                              |
| 167   | <p>それぞれの皆さんから 1 時間程度になりますけれども、事実関係について聴取をさせていただいて、またそれに伴って色々なご意見をお持ちでしたので、そのようなことをお聞きしたということがございます。</p>                                                                                                                                                                        |

|       |                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                                                                   |
| 168   | それからその他で参りますと、これまでのこの議事の中に出てまいりました関係する市以外の方々ですね。こちらにつきましても、私達委員会から協力いただけないかということで投げかけをして調査をさせていただきました。                                                                                                            |
| 169   | その中で福祉施設が1団体です。中々難しい問題もあったのですが、それでも調査に協力をしていただきまして色々にご事情を伺うことができました。                                                                                                                                              |
| 170   | これまで福祉事務所側からの説明というのがありましたけれども、それに関して対施設側ではどのような認識かというところは、把握したというつもりでございます。                                                                                                                                       |
| 171   | それから今日報告が少しありましたけれども、金銭管理団体の問題というの、これまでこの議事の中で出てまいりました。市として福祉事務所としての説明はお聞きしているというところになりますけれども、当のその金銭管理団体の方の認識はどうかというところを委員会としても関心を持っておりまして、今日の資料で名前が、3つ出ていますけれども、そちらのそれぞれの団体につきまして事実調査の協力をいただけないかということでお話をしております。 |
| 172   | そして既に1つの団体につきましては、もう事実聴取を終えておりまして、残りの2つの団体ですけれども、こちらにつきましてもご協力いただけるということですので委員会としての対応をさせていただくということで、こちらにつきましては、もう実現をするということになっております。                                                                              |
| 173   | それから今現在ですけれども、先ほど川原委員から質問がありましたが、現役職員の方につきましては、内部調査チームの調査を基本的に据えていこうというふうに思っておりますが、退職された方に関しては、民間の方ということで、こちらから直接お願いができないかというところで調整をさせていただいているということになります。                                                         |

|              |                                                                                                                                                          |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>174 | それからその他ですけれども、この3事案の関係者の方にお聞きする中で、これまでのその生活保護業務の関係で、色々経験がある団体の方の意見が、役に立つのではないかというのが委員会の方からありまして、こちらにつきましても事実調査に応じていただけないかということでございます。                    |
| 175          | このような事実調査につきましても、関係者の方の個人情報であるとかそれから配慮しなければいけない問題がありますので、逐語でそのままということはちょっとできないのですけれども、こちらの委員会として取りまとめたところについて、関係当事者の方の了解は得ますが、その上で資料を公表したいというふうに考えております。 |
| 176          | よって逐語ではありませんけれども、概要版という形にはなりますが皆さんと情報の共有ができればというふうに思っております。                                                                                              |
| 吉野委員長<br>177 | 皆さんの手元には、この資料提出スケジュールはありますか。このスケジュールというのが色々書かれているものがありますけれども、このとおりに行くかどうかというのは非常に私たちも頑張らなければいけないところでして、あくまでこれは予定ということでご理解いただければと思います。                    |
| 178          | 今回の問題の発端から考えますと、それなりの月日が経過しているというところは事実だというふうに思っております。そして必要な調査という形でいきますと、福祉事務所の説明は終えていただいております。                                                          |
| 179          | それから私たちとしても利用者の方、関係する方からの事実調査もそれなりに進めているという現状がございますので、それらを取りまとめ行くということは、当然必要になるだろうというふうに考えております。                                                         |

|       |                                                                                                                          |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                                                                                          |
| 180   | その上で現時点ですけれども、区切りのいいところで今年度末ではないかということを考えておりまして、今年度の末を目途に1つの報告書という形で提出をしたいというふうに考えております。                                 |
| 181   | こちらにつきましては、皆さんからご意見を伺わなければいけないのですけれども、これまでも第三者委員会の側に直接もう少しちょっと突っ込まないといけないのではないかというような厳しい意見も含めてご意見を頂戴しているところではあります。       |
| 182   | ただどこまでできるかというところと、それ程時間をかけてどこまでというところも色々考えなければいけないと思っております、現時点では3月末を目途に報告書を提出させていただこうということを皆様に今日ご報告したいと思っております。          |
| 183   | この提出スケジュールの関係ですけれども、一応事務局からご説明を頂戴したいと思いますのですがよろしいですか。                                                                    |
| 事務局   |                                                                                                                          |
| 184   | はい、分かりました。そうすれば今後の第三者委員会における資料提出スケジュールというA4 1枚の紙がありますけれども、上の方から読ませていただきたいというふうに思います。                                     |
| 185   | 概略など委員長の方からこれまでの経緯、今後の予定等々ありましたので重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願いします。                                                            |
| 186   | まず7月30日です。今日概要の方が出ましたけれども、群馬県地域福祉課との意見交換会こちらを第三者委員さんで実施されたということです。                                                       |
| 187   | 続いて10月2日には金銭管理団体1法人、福祉施設1法人とのヒアリング、10月16日には不適切事案、3事案の内の1件のヒアリング、11月6日には不適切事案の残りの2件ですね、こちらのヒアリングを第三者委員の方で実施されたという流れになります。 |
| 188   | 本日11月27日 第6回第三者委員会ということで、今日提出した4つの資料こちらの方が記載しております。                                                                      |

|       |                                                                                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局   |                                                                                                                                                       |
| 189   | 続きまして今後ということですが、先ずヒアリングということで金銭管理団体 2 法人のヒアリングを今後予定ということになります。                                                                                        |
| 190   | 先ほど委員長からもありました、この関係各所とのヒアリング終了後に概要版を作成した後に、委員会とヒアリング対象者及び団体の方に確認をして第 7 回の会議で提出を予定ということになってございます。                                                      |
| 191   | 次の第 7 回の第三者委員会が 1 月 24 日ということになりますけれども、今申し上げました委員の方による各所へのヒアリングの結果概要、内務調査チームによる先ほどの在職者のアンケート結果、その他、委員会の方から要請となった資料等々作成する中で、提出をさせていただきたいというふうに考えております。 |
| 192   | そしてその後は 3 月 14 日が第 8 回の第三者委員会になり、内容は未定になっておりますけれども第 8 回の委員会、そして先程お話しがありました 3 月末ということで報告書提出予定というようなことで、今後の提出スケジュールということでまとめさせていただいたものになります。以上です。       |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                       |
| 193   | はい、ありがとうございました。<br>先程私からは一応お話をしましたけれども、委員の皆様の方から何か触れておきたいということはございますか。                                                                                |
| 川原委員  |                                                                                                                                                       |
| 194   | 今日の資料からは少し離れますけれども、これまでの生活保護行政を検証する上では重要な部分かと思いますので、ちょっと質問させていただきます。                                                                                  |
| 195   | 先週の報道等で市の方から 20 日に生活保護受給者が、3 月末から 8 月末にかけて 42 世帯増加して今回の 12 月議会の方で補正予算を提出するという発表がありました。                                                                |

|       |                                                                                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 川原委員  |                                                                                                                        |
| 196   | それでこれまで生活保護の増減については、10年間で600件程度減っていますから年間60世帯ほど減っているというのは、簡単に言うとそういう状況であって今回半年足らずで42件増えたというのは、本当に大幅に増加したという印象を受けております。 |
| 197   | この部分で聞きたいのは、42世帯増加した原因が、簡単に言うと世帯数というのは新規生活保護の世帯数そこから減少の廃止を引くというのが年度ごとの増減になってくると思うのですね。                                 |
| 198   | この42世帯増えたという部分で、申請が増えて真に受給者が増えたのか、或いは廃止が減ればやっぱり増えるので、その部分の実態をまず教えていただければと思います。                                         |
| 吉野委員長 |                                                                                                                        |
| 199   | いかがでしょうか。お願いします。                                                                                                       |
| 福祉課長  |                                                                                                                        |
| 200   | はい、福祉課小山です。そうしますと基本的には、申請件数が増え開始件数が増えたということの結果という形となります。減少数については、ほぼ横ばいというようとなっております。                                   |
| 川原委員  |                                                                                                                        |
| 201   | では、簡単に言うと申請数が増えて保護世帯も概ねこの42件が増えたという状況でいいですね。                                                                           |
| 福祉課長  |                                                                                                                        |
| 202   | はい、結果的にはその分増えたということです。                                                                                                 |
| 川原委員  |                                                                                                                        |
| 203   | この辺はこれまでの検証という意味では、しっかりとやっぱり今後分析していく必要があるのかなと、増えたからいいっていう部分ではないのかなという思いがあります。                                          |
| 204   | そしてこれだけ増えると相当ケースワーカーの皆さんも、業務が大変な状況になっていると思うのですが、ここに見合った体制整備増員というのは、この間図られてきたかどうかという部分も教えていただければと思います。                  |

|       |                                                                                                                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉課長  |                                                                                                                                                           |
| 205   | はい、ケースワーカーの人数については、4月の時点からは変わりありません。4月の時点では、ある程度余裕はあったというところはございます。                                                                                       |
| 206   | 現状1人当たりの世帯数の標準とされている80世帯を今、若干超えているところとなっております。                                                                                                            |
| 207   | そこについては課内でも協力体制を取りながら、努力しながら対応をしているという状況です。                                                                                                               |
| 川原委員  |                                                                                                                                                           |
| 208   | 80を超えたという部分であれば県の方からも、増員要請というののも今後あるかと思います。                                                                                                               |
| 209   | 4月1日に関わらずやはり必要な部分は市として適正な増員を図るといっても、適正なケースワークをこなす部分では重要かと思いますのでよろしくお願いいたします。                                                                              |
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                           |
| 210   | 総務部長お願いします。                                                                                                                                               |
| 総務部長  |                                                                                                                                                           |
| 211   | 今の増員ということで半年間に受給者が増えたことは、総務部も承知してしまして当然各部へのヒアリングも行った中で、保健福祉部の中ではやっぱりちょっと今のケースワーカーの数では賅いきれない可能性がある話は聞いて認識しておりますので、来年以降の体制についてはそれを踏まえて検討していきたいと思っています。以上です。 |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長<br>212  | <p>はい、ありがとうございました。他に委員の皆さんからどうですか。今川原委員からの質問の点はそのとおりというふうに思いますけれども私、別の観点からこれは事務局にまた相談をしたいというふうに思っているのですけれども、他の第三者委員会がこう開かれた実例っていうのを考えていった時に、これまでは市側の説明とそれから私たち個別の関係者の方から事情をお聞きするというのは、あったのですけれども外部からこれをご覧になっている方とか、あるいは桐生市に実際に住んでいる方とか、そういった方々が例えばこれで報告書を私たちが書きますということを今お話ししましたので、それに対してこうご意見があるとか、そういう事実を教えてください情報提供をいただけたらいいかなというふうに、個人的にはちょっと思うわけですが、そういうようなことって後でご相談させていただくことはできますかね。</p> |
| 総務部長<br>213   | <p>はい、分かりました。報告書がやはりこう正確に、そして実際に本当にそのとおりだってことでなければ意味がありませんので、また後日ご相談させていただきたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 吉野委員長<br>214  | <p>今ちょっと思いついたので、お話をさせていただいて申し訳ありませんでした。そうしましたら今の点については、少しまた協議をさせていただければというふうに思います。皆様の方は他によろしいですか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 小竹副委員長<br>215 | <p>私の方から追加でお話をさせていただきます。今ここで話をしていたものは3名の方に実際に対面でヒアリングをした時の状況を、少しお話しした方がいいのかなと、それは個別事象になってしまうとまた個人情報に触れてしまうので、少しオブラートに包んだというかですね、全体的なことを少しお話できればと思います。3名の方にヒアリングをさせていただいて、先ず全体的にやはり3名の方々は、生活保護申請に窓口に来られたものですから、その方々っていうのは市のやってらっしゃることは間違いないのだろうとあまり疑ってなかったということです。</p>                                                                                                                         |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小竹副委員長 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 216    | つまり分割っていうことを提示されても、そういうものなのか、月々こういうお支払いだっていうことも、そういうことなのだというそういうふうにはやはりこう市の皆さんに対して、自分はこう生活保護をいただく立場だからということで、ちょっとやっぱり力関係ってというのはどうしてもあったっていうのは、そんな印象を受けています。                                                                                                                                                                                                            |
| 217    | そこら辺りが1つあったかと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 218    | そしてその中でその関係者の方々から、それはちょっとおかしいじゃないかっていうご指摘を受けた中で、また新たな相談に伺われた、こちらの窓口の方に来られたっていうこと、それが先ず3者に多分共通することなのかなというふうに思います。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 219    | それがヒアリングの中から出てくる、ちょっとこう少し印象ということなのですが、やはりこれからのこういった窓口、今はもう多分通常に戻って、通常っていう言い方は失礼ですが、来た方に対してきちんと対応されているということになっていると思うのですが、やはりどこかでこう市のやっていることというのは、やっぱり行政側に対して申請する側っていうのは、弱い立場なので中々言えないっていうこと、これはやはり行政側もしっかりこう認識しながら担当者がこう認識しながらやっていかないと、そして先程の研修もそうなのですけれども、どこかでそこで緩みが生じてしまうと、やはり行政だからねっていう、強いこう立場を発揮してしまう場面がこれから出てくるかもしれないので、やはりそこはちょっと注意をするべきなのかなっていう印象を持ちましたがどうでしょうか。 |
| 220    | 何か追加があればお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 川原委員   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 221    | 今の副委員長からのお話のとおりの部分であります。そして3事案だけではなくて福祉施設からもなかなか話しづらいことを聞きました。やはり市の指導は間違いない。そういう前提で対応されていたという部分がやはり印象に残っていました。                                                                                                                                                                                                                                                         |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新木委員   |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 222    | 私も川原委員の今おっしゃったように、やはり 1 市民とすると市のやっていること、市が指導してくれたこと、それについてもう本当に疑いないようなお話を聞きました。                                                                                                                                                                                                             |
| 223    | ですから先程もちっと申し上げましたように、しっかりとその市民のための福祉行政である生活保護行政であるというような認識というのを是非持っていただきたいと改めてお願いするところです。                                                                                                                                                                                                   |
| 224    | 先程も総務部長の方で、来年の組織の関係もあると思いますけれども、当然人事は行政の方で決めることなのですけれども、私度々言っているのは、何よりもその福祉の制度というのをしっかりと知っている方をできるだけそこに配置していただく、もちろん本人の希望もありますので、色々あるかと思いますが是非ともそういったところの視点で人事の異動とか、これちょっと先のことなので申し訳ないのですけれども考えていただければありがたいなと思っています。以上です。                                                                   |
| 総務部長   |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 225    | 総務部長です。先程の新木委員の発言について、私共としましてもやっぱり今回の件を重く受け止めておりまして、やはり保健福祉分野についてはかなりの専門性が要求されていますし、市民のニーズも違ってきています。今、重層的と言って 1 つの階層でなくて、子供さんから障害者から高齢者まで重なった世帯が大変な思いをしていることも、私共の中では重々理解しています。それを考えますと、やっぱり職員の採用や人事の当て方についても、例えば福祉の専門家や専門資格を持っている人をなるべく多く採用するとか、色んなことについては、今後考えていきたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。 |
| 吉野委員長  |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 226    | はい、ありがとうございます。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 小竹副委員長 |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 227    | では、もう 1 つ別の件で、お手元に配布されている「資料番号 14 の 1 の 3」のところで少し今委員長と話をして発言した方が、いいかなということで今発言をさせていただきます。                                                                                                                                                                                                   |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>小竹副委員長<br/>228</p> | <p>群馬県の地域福祉課の質疑状況で、委員長の方から 6 項目について簡単にご説明いただいたのですが、このヒアリングをする中でちょっと 1 つこれは群馬県の方が監査をする時に、色々ヒアリングをしてその言葉に現れていないものの、我々第三者委員会が更にこう承知をしたというそういう場面なのでは、不思議なのはやはりこうお話をしている県の監査の方が、市の担当者の方に色々ヒアリングをしているのですが、その中でこう何か嘘をついているとかですね何か口裏を合わせているっていう雰囲気は取れなかったっていうふうにおっしゃっていました。何かやはりどこかでこう前任者のやっていることを、前例踏襲しているというそういう印象を受けたというところですね。よって文章だけでお渡ししてしまうとなんとかこう流れてしまうのですが、やはりこう我々もなんで分割っていうのを担当者がそのままやっているのだろうっていう、こう不思議さがあるのですが、それがなぜかその担当者の方に色々聞くと、何故かそれは不思議に思わずそのまま粛々とやってらっしゃるという、そういう印象です。我々も突っ込みたいところは、あるのですが、そういう何か前任者のやっていることが、当然であるというような行動です。それ以上は中々出てこないっていうところが、今困っているところでもあります。何かあれば追加でお願いします。</p> |
| <p>吉野委員長<br/>229</p>  | <p>今副委員長からお話がありましたけれども、つまりそういう形で特別監査が県に当たった場合に、あっても監査を受けた側の福祉事務所としては、事実ありのままをそれぞれの職員の方がお話になっていたという、こういうことだというふうに理解をしたのです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>230</p>            | <p>ただそれが今の意見でもありましたけれど、よし悪しでいくとどうなのかというところはもちろんありまして、ただ私達の役割でもありますが、今後の生活保護行政を法令に沿った形できちんと遂行していくというものの教訓を得るためには、やはり有意義な時間であったのではないかなということは感じましたのでご報告しておきたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉野委員長 |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 231   | 他になければと思いますけれどもよろしいですか。はい、そうしましたら今日の第 6 回の委員会の議事につきましては、ここを持ちまして終えたいという風に思っております。                                                                                                                                                                                        |
| 232   | <p>それではですね、最後になりますけれども事務局から連絡事項をお願いしたいと思います。</p> <p>この連絡事項をしている間は、報道の写真撮影の許可はよろしいですか。では事務局より連絡事項です。</p>                                                                                                                                                                  |
| 事務局   |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 233   | <p>事務局より連絡事項です。次回、第 7 回第三者委員会は、年を明けまして令和 7 年 1 月 24 日（金）午後 2 時より、美喜仁桐生文化会館スカイホール B で開催予定です。</p> <p>一般傍聴席のご用意は、40 席になる予定です。傍聴に関するご案内を含め開催概要が、正式に決まりましたら改めて桐生市のホームページに掲載をいたします。また日程の変更や公開の有無などについては、令和 7 年 1 月 17 日（金）までに桐生市のホームページでお知らせをする予定です。必ずご確認をいただいた上でお越しくください。</p> |
| 234   | ホームページをご覧いただけない場合は、1 月 17 日以降に事務局まで、お問い合わせをお願いいたします。また今後のスケジュールについては、桐生市のホームページでもご確認いただけます。                                                                                                                                                                              |
| 235   | その他、お問い合わせ事項がございましたら、事務局までご連絡をお願いします。お問い合わせいただける時間は、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までになります。なお事務局は、人材育成課内に設置しておりますのでよろしくお願いいたします。                                                                                                                                                 |
| 236   | 本日の委員会の議事録は、桐生市のホームページにてご確認いただくことができます。準備にお時間をいただきますので、ご了承をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                     |

|     |                                                                                                                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 |                                                                                                                                                                                 |
| 237 | <p>報道関係者の方にご連絡です。桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会傍聴要領第 12 条に基づき、委員長より報道関係者の方の質疑応答に関して、第 6 回委員会内においての許可を得ております。只今より 15 分間になりますが、委員の皆様は質疑のある方は挙手の上、指名をされた方より報道機関名をお伝えいただき、お話をお願いいたします。</p> |
| 238 | <p>なお、冒頭でもお伝えいたしましたが、撮影等に関しては報道関係者席前方のポールパーテーション内をお願いします。また、今回は検証委員会の場でもありますので、委員の方への質問とさせていただきます。質問の内容に関しても、本委員会の所掌事務に関する内容をお願いいたします。</p>                                      |
| 239 | <p>質疑応答に関する部分は、議事録には掲載をいたしませんので、お願いいたします。傍聴の皆様の中でご退席を希望される方は、傍聴札をお手数ですが出入口におります事務局係員にお渡しいただき、お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。</p>                                                        |
| 240 | <p>では、ご質問等ある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(= 質疑応答 =)</p>                                                                                                                                |
| 241 | <p>ただいまの時間より質疑応答は終了いたします。</p>                                                                                                                                                   |
| 242 | <p>委員の皆様は、事務局係員の説明がございましたのでお座りになったままお待ちください。</p>                                                                                                                                |
| 243 | <p>これで第 6 回第三者委員会は終了いたします。傍聴の皆様、お忘れ物のないようどうぞお気をつけてお帰りください。傍聴の皆様のご退出をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(終)</p>                                                         |